

M (Z) 01-01

宮警本企第 567号  
宮交協第 86号  
宮安管第 112号  
平成3年3月14日

県下各警察署長  
各地区交通安全協会長 殿  
各地区安全運転管理者会長

宮城県警察本部長  
宮城県交通安全協会長  
宮城県安全運転管理者会長

優良運転者表彰要綱の全面改正について（通達）

優良運転者表彰については、「優良運転者表彰要綱の制定について」（昭和57年4月1日付け宮警本企第735号、宮交協第173号、宮安管連協第33号）により実施してきたところであるが、大量交通時代に対応した優良運転者表彰制度を確立するため、この度、別添のとおり優良運転者表彰要綱を全面改正し、平成3年4月1日から運用することとしたので、所属職員に周知徹底し、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、これに伴い前記通達は廃止する。

記

1 改正の趣旨

近年の交通情勢は、運転免許人口の増加に象徴されるように大量交通時代を迎え、肥大化する交通行政の中で、増加基調にある交通死亡事故を抑止するためには、その根幹となる運転者の資質向上が喫緊の課題となっている。

このような観点から、個々の運転者が責任と自覚をもって行動するシステムを一層拡充することが必要であり、これまで優良運転者の育成策として成果を挙げてきた優良運転者表彰制度について、表彰対象等の見直しとともに関係事務の合理化を図り、更に充実したものとするため全面的に改正することとしたものである。

2 改正の要点

(1) 表彰制度を5段階としたこと

表彰制度の内容を従来の3段階から5段階に変更し、新たに交通栄誉金賞、交通栄誉銀賞を設け、無事故・無違反期間が10年以上の長期優良運転者で全国段階の表彰の枠に入れない運転者についても賞揚できることとした。

(2) 表彰方式を変えたこと

県段階の表彰を交通金賞以上とし、交通銀賞以下の表彰は、運送事業運転者表彰を除き警察署段階で実施することとした。

交通銅賞は、より多くの運転者が優良運転者として受賞できるようにするため、3年間の無事故・無違反の証明があれば、警察署の窓口で表彰を受けられることとし、表彰状はその場で交付することとした。

(3) 優良運転者講習との連動を交通銀賞以上としたこと

従来は、表彰の要件として、過去3年以内に2回の優良運転者講習の受講を義務付けていたが、優良運転者の拡大を図るため、これを改め、交通銀賞以上について優良運転者講習と連動させることとし、受講の回数は、交通銀賞は過去1年以内に1回、交通金賞以上は従来どおりとした。

(4) 交通銅賞の表彰状規格を運転免許証と同一としたこと

交通銅賞の表彰状を運転免許証と同一規格とし、表彰状の交付手続きを簡易にしたほか、常に携帯させることにより優良運転者としての自覚を促すこととした。また、交通銀賞以上にも、同趣旨から同規格の優良運転者証を交付し、携帯させることとした。

(5) 従来の営業金賞を交通金賞に改め、三者連名表彰としたこと

従来の営業金賞は、警察本部長の単独表彰であったため、全国段階の表彰を受ける場合、改めて一般金賞を受けなければならなかったことから、これを改め、無事故・無違反期間を10年とし、警察本部長、県交通安全協会長及び運送事業団体長の三者連名表彰として、同位の他の表彰との齊一を図った。

(6) 優良運転者章を統一したこと

各表彰には、統一した優良運転者章を贈ることとしたほか、交通銀賞以上には、副賞を贈ることができることとした。

3 運用上の留意事項

(1) 交通銅賞及び交通銀賞の取扱いについて

交通銅賞の交付は、申請に基づき、その都度警察署の窓口で行うことか

ら、交付に当たっては、無事故・無違反の期間等の表彰要件を証明書で確認し、表彰状に所要事項を黒インキを使用して記入の上、運転者を賞揚して安全運転の継続を奨励すること。また、安管事業所、運送事業所等に対しては、運転者管理及び事務合理化の観点から、稼働従業員の表彰を一括して申請させるように指導すること。

交通銀賞については、地区交通安全協会の各支部長及び各安全運転管理者からの一括申請に基づき審査を行うこととし、交付は警察署の実情に応じて行うこと。また、表彰の決定は、添付書類の審査のみとしており、申請者に対しては、正確な書類の作成・添付について指導を徹底すること。

(2) 交通金賞以上の上位表彰の取扱いについて

交通金賞以上の表彰については、過去3年以内に2回の優良運転者講習の受講を要件とし、うち1回は過去1年以内の受講としていることから、審査に当たっては、特に過去1年以内の受講の有無にポイントをおいて行うこと。

なお、受講回数以外の関係事項の審査については、従来どおり本部において実施する。

(3) 無事故・無違反の証明書について

無事故・無違反の証明書は、自動車安全運転センター発行の無事故・無違反証明書又は運転記録証明書とし、優良運転者表彰の申請前1か月以内のものとする。

[沿革] 平成6年12月2日改正 (宮本交企第2073号)

## 優良運転者表彰要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転に関し、常に交通法令を遵守し、運転技能に優れ、かつ、社会的責任を自覚した思いやりのある運転者を賞揚優遇することによって、模範運転を励行させるとともに、他の運転者の交通安全意識の高揚を図り、もって交通事故防止に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般運転者とは、運転免許を保有し、現に自動車等を運転している者で、次2号に該当する者以外の者をいう。
- (2) 安管運転者とは、道路交通法第74条の2の規定に基づく安全運転管理者選任事業所に所属し、現に自動車等を運転している者をいう。
- (3) 運送事業運転者とは、道路運送法第2条第2項に規定する自動車運送事業又は貨物運送取扱事業法第2条第9項に規定する第二種利用運送事業の事務所に所属し、現に自動車等を運転している者をいう。

### (優良運転者表彰の区分、段階及び実施機関)

第3条 優良運転者表彰（以下「表彰」という。）は、一般運転者に対する表彰（以下「一般運転者表彰」という。）、安管運転者に対する表彰（以下「安管運転者表彰」という。）、運送事業運転者に対する表彰（以下「運送事業運転者表彰」という。）及び一般運転者・安管運転者・運送事業運転者に対する共通の表彰（以下「共通運転者表彰」という。）の4種に区分して行うものとする。

- 2 表彰は、無事故・無違反の期間の長短により、交通栄誉金賞、交通栄誉銀賞、交通金賞、交通銀賞及び交通銅賞の5段階で賞揚するものとする。
- 3 表彰は、表彰区分及び段階ごとに、宮城県警察本部、社団法人宮城県交通安全協会、宮城県安全運転管理者会（それぞれの下部機関を含む。）及び自動車運送事業関係団体（以下「表彰実施機関」という。）の長が実施するも

のとする。

(表彰の種類)

第4条 表彰区分ごとの段階及び実施機関は次のとおりとする。

区 分	段 階	実 施 機 関
一 般 運 転 者 表 彰	交通栄誉金賞	宮城県警察本部長（以下「警察本部長」という。） 及び宮城県交通安全協会長（以下「県安協会長」という。）
	交通栄誉銀賞	
	交通金賞	
	交通銀賞	警察署長及び地区交通安全協会長（以下「地区安協会長」という。）
安 管 運 転 者 表 彰	交通栄誉金賞	警察本部長及び宮城県安全運転管理者会長（以下「県安管会長」という。）
	交通栄誉銀賞	
	交通金賞	
	交通銀賞	警察署長及び地区安全運転管理者会長（以下「地区安管会長」という。）
運 送 事 業 運 転 者 表 彰	交通栄誉金賞	警察本部長、県安協会長及び自動車運送事業関係団体の長（以下「運送事業団体長」という。）
	交通栄誉銀賞	
	交通金賞	
	交通銀賞	警察本部交通部長及び運送事業団体長
共 通 運 転 者 表 彰	交通銅賞	警察署長及び地区安協会長

(表彰基準)

第5条 表彰種別ごとの表彰基準は、別表第1のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、表彰対象者としない。

- (1) 既に同一種別の表彰を受けている者
- (2) 受けようとする表彰よりも上位の表彰（管区及び全国段階の表彰を含む。）を受けている者
- (3) 受けようとする表彰と同位の他の表彰を受けている者

(表彰の手続き等)

第6条 表彰の申請は、下位の表彰から段階を経て行うものとする。この場合、既に上位の表彰基準に達しているもので、続いて上位の表彰を受けようとする場合は、当該表彰を受けた後1年を経過しなければならない。

2 事務処理手続き及び表彰回数は、別表第2のとおりとする。

(表彰の決定及び通知)

第7条 表彰実施機関は、この要綱に基づき表彰の申請がなされた者について審査の上、表彰基準に該当すると認められたときは、表彰の決定を行い、申請者に通知するものとする。ただし、交通銅賞については、交付をもって通知に代えることができる。

(表彰の方法)

第8条 表彰は、表彰状及び優良運転者章並びに交通銀賞以上の上位の表彰には優良運転者証（以下「表彰状等」という。）をそれぞれ贈り表彰するものとする。

- 2 交通銀賞以上の上位の表彰には、別記様式第15号に掲げる副賞を贈ることができる。ただし、有償とすることができる。
- 3 表彰状の様式は、別記様式第6号から第10号までのとおりとする。
- 4 優良運転者証の様式は、別記様式第11号から第14号までのとおりとする。
- 5 優良運転者章の様式は、別記様式第15号のとおりとする。

(優良運転者証及び優良運転者章の取扱い)

第9条 優良運転者証は、表彰を受けた運転者（以下「受賞者」という。）が車両を運転する場合に携帯するものとする。

2 優良運転者章は、受賞者が自己の運転する車両に掲示するものとする。

(表彰状等の再交付)

第10条 表彰状の再交付は行わないものとする。

2 優良運転者証、優良運転者章及び副賞の再交付を受けようとするときは、別記様式第16号により表彰実施機関に申請するものとする。ただし、有償とすることができる。

(優良運転者証及び優良運転者章の返納)

第11条 受賞者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、優良運転者証及び優良運転者章を返納しなければならない。

(1) 故意又は重大な過失により交通事故を起こし、人を死傷させたとき

(2) 重大な犯罪を行ったとき

(3) 優良運転者証又は優良運転者章を不正に使用したとき

(4) その他受賞者としてふさわしくない行為があったとき

2 表彰実施機関は、前項に該当すると認められる者を発見したときは、速やかに優良運転者証及び優良運転者章を返納させるものとする。

(優良運転者表彰台帳の備付け)

第12条 表彰実施機関は、表彰種別ごとに、表彰の都度別記様式第17号の受賞者名簿を作成し、優良運転者台帳として備え付け、整理しておかなければならない。

2 表彰台帳の保存年限は、永年とする。

(報告)

第13条 警察署長、地区安協会長及び地区安管会長は、交通銅賞及び交通銀賞の表彰実施状況を毎月5日までに、別記様式第18号により交通企画課長を経由して警察本部長、県安協会長及び県安管会長に報告しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、優良運転者表彰の実施上必要な事項は、表彰実施機関の長が協議して定めるものとする。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成3年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 次表の旧制度による表彰を受けた者は、この要綱に基づく新制度の受賞者とみなす。ただし、旧制度による営業金賞を受けた者が全国段階の表彰を受けようとする場合は、警察本部長、県安協会長及び運送事業団体長の連名表彰を受けなければならない。

新制度	旧制度		
		57年施行要綱	32年施行要綱
交通金賞	一般 運転 者表 彰	一般金賞	警察本部長・県協会長連名表彰
交通銀賞		一般銀賞	県協会長単独表彰
交通銅賞		一般銅賞	警察署長・地区協会長連名表彰
交通金賞	安管 運転 者表 彰	安管金賞	警察本部長・県協議会長連名表彰 (無事故・無違反10年)
交通銀賞		安管銀賞	警察本部長・県協議会長連名表彰 (無事故・無違反5年)
交通銅賞		安管銅賞	警察署長・地区部会長連名表彰
交通金賞	営業 運転 者表 彰	営業金賞	警察本部長単独表彰
交通銀賞		営業銀賞	交通部長・運送事業団体の長連名表彰



2 旧制度による受賞者が新制度の優良運転者章の交付を申出たときは、旧制度による表彰を受けたことを確認した上で交付するものとする。ただし、有償とすることができる。

また、新制度の副賞についてもこれを準用する。

別表第1 (第5条関係)  
表彰基準

基 準	
一 般 運 転 者 表 彰	
交通 栄 誉 金 賞	1 県内に居住する一般運転者であること。 2 交通安全協会会員であること。 3 20年以上無事故・無違反であること。 4 人格が優れ、常に安全運転を実践していること。 5 交通栄誉銀賞を受けていること。 6 過去3年以内に安全運転者研修（運転者特定任意講習を含む）に2回参加し、かつ1回は過去1年以内であること。
交通 栄 誉 銀 賞	1 県内に居住する一般運転者であること。 2 交通安全協会会員であること。 3 15年以上無事故・無違反であること。 4 人格が優れ、常に安全運転を実践していること。 5 交通金賞を受けていること。 6 過去3年以内に安全運転者研修（運転者特定任意講習を含む）に2回参加し、かつ1回は過去1年以内であること。
交通 金 賞	1 県内に居住する一般運転者であること。 2 交通安全協会会員であること。 3 10年以上無事故・無違反であること。 4 人格が優れ、常に安全運転を実践していること。 5 交通銀賞を受けていること。 6 過去3年以内に安全運転者研修（運転者特定任意講習を含む）に2回参加し、かつ1回は過去1年以内であること。
交通 銀 賞	1 県内に居住する一般運転者であること。 2 交通安全協会会員であること。 3 6年以上無事故・無違反であること。 4 人格が優れ、常に安全運転を実践していること。 5 交通銅賞を受けていること。 6 過去1年以内に安全運転者研修（運転者特定任意講習を含む）に参加していること。
安 管 運 転 者 表 彰	
交通 栄 誉 金 賞	1 県内に居住する安管運転者であること。 2 交通安全協会会員であること。 3 20年以上無事故・無違反であること。 4 人格が優れ、常に安全運転を実践していること。 5 交通栄誉銀賞を受けていること。 6 過去3年以内に安全運転者研修（運転者特定任意講習を含む）に2回参加し、かつ1回は過去1年以内であること。
交通 栄 誉 銀 賞	1 県内に居住する安管運転者であること。 2 交通安全協会会員であること。 3 15年以上無事故・無違反であること。 4 人格が優れ、常に安全運転を実践していること。 5 交通金賞を受けていること。 6 過去3年以内に安全運転者研修（運転者特定任意講習を含む）に2回参加し、かつ1回は過去1年以内であること。

交通金賞	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県内に居住する安管運転者であること。</li> <li>2 交通安全協会会員であること。</li> <li>3 10年以上無事故・無違反であること。</li> <li>4 人格が優れ、常に安全運転を実践していること。</li> <li>5 交通銀賞を受けていること。</li> <li>6 過去3年以内に安全運転者研修（運転者特定任意講習を含む）に2回参加し、かつ1回は過去1年以内であること。</li> </ol>
交通銀賞	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県内に居住する安管運転者であること。</li> <li>2 交通安全協会会員であること。</li> <li>3 6年以上無事故・無違反であること。</li> <li>4 人格が優れ、常に安全運転を実践していること。</li> <li>5 交通銅賞を受けていること。</li> <li>6 過去1年以内に安全運転者研修（運転者特定任意講習を含む）に参加していること。</li> </ol>
運 送 事 業 運 転 者 表 彰	
交通栄誉金賞	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県内の運転事業所の運送事業運転者であること。</li> <li>2 交通安全協会会員であること。</li> <li>3 20年以上無事故・無違反であること。</li> <li>4 人格が優れ、常に安全運転を実践していること。</li> <li>5 交通栄誉銀賞を受けていること。</li> <li>6 過去3年以内に安全運転者研修（運転者特定任意講習を含む）に2回参加し、かつ1回は過去1年以内であること。</li> </ol>
交通栄誉銀賞	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県内の運送事業所の運送事業運転者であること。</li> <li>2 交通安全協会会員であること。</li> <li>3 15年以上無事故・無違反であること。</li> <li>4 人格が優れ、常に安全運転を実践していること。</li> <li>5 交通金賞を受けていること。</li> <li>6 過去3年以内に安全運転者研修（運転者特定任意講習を含む）に2回参加し、かつ1回は過去1年以内であること。</li> </ol>
交通金賞	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県内の運送事業所の運送事業運転者であること。</li> <li>2 交通安全協会会員であること。</li> <li>3 10年以上無事故・無違反であること。</li> <li>4 人格が優れ、常に安全運転を実践していること。</li> <li>5 交通銀賞を受けていること。</li> <li>6 過去3年以内に安全運転者研修（運転者特定任意講習を含む）に2回参加し、かつ1回は過去1年以内であること。</li> </ol>
交通銀賞	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県内の運送事業所の運送事業運転者であること。</li> <li>2 交通安全協会会員であること。</li> <li>3 6年以上無事故・無違反であること。</li> <li>4 人格が優れ、常に安全運転を実践していること。</li> <li>5 交通銅賞を受けていること。</li> <li>6 過去1年以内に安全運転者研修（運転者特定任意講習を含む）に参加していること。</li> </ol>
共 通 運 転 者 表 彰	
交通銅賞	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管内に居住し、又は管内の事業所に所属する運転者で、一般運転者、安管運転者又は運送事業運転者であること。</li> <li>2 交通安全協会会員であること。</li> <li>3 3年以上無事故・無違反であること。</li> </ol>

別表第2（第6条関係）

表彰手続き等

申請者		申請書の提出先	申請書及び添付書類	上申者	上申先	表彰回数
一般運転者表彰	交通栄誉金賞	地区安協支 部長	申請書の提出先 地区安協事務局 (警察署窓口)	申請書及び添付書類 一般運転者表彰申請書 (別記様式第1号) 無事故・無違反の証明 書 直下の賞又は優良運 転者の写し	警察署長 地区安協会 長	警察本部長 県安協会長
	交通銀賞					
	交通金賞					
安管運転者表彰	交通栄誉金賞	安全運転管 理者	申請書の提出先 地区安管事務局 (警察署窓口)	申請書及び添付書類 安管運転者表彰申請書 (別記様式第2号) 無事故・無違反の証明 書 直下の賞又は優良運 転者の写し	申請者 警察署長 地区安管会 長	警察署長 地区安管会 長
	交通銀賞					
	交通金賞					
一般運転者表彰						年1回
安管運転者表彰						年1～2回
一般運転者表彰						年1回
安管運転者表彰						年1～2回

運送事業運転者表彰	交通栄賞金	運送事業所の 運送事業団体の 事務局長	運送事業運転者表彰申 請書 (別記様式第3号) 無事故・無違反の証明 書 直下位の賞又は優良運 転者の写し	運送事業団の 事務局長	警察本部 長 県安協会 長 運送事業 団 体 長	年1回
	交通栄銀賞		交通銀賞申請書 (別記様式第4号) 添付書類上に同じ。		交通運送事業 団 体 長	年1~2 回
	交通金賞		交通銅賞申請書 (別記様式第5号) 無事故・無違反の証明 書	申請者	警察署長 地区安協 会 長	申請時
共通運転者表彰	交通銅賞	運転者	地区安協事務所 (警察署窓口)			

一般運転者表彰申請書

(一般金・荣誉銀・荣誉金)

被表彰者		本籍 住所 勤務先 (旧 ) 職業 (旧 自宅 ) 氏名 明治 大正 昭和 年 月 日生 ( 歳 )													
運転免許		免許証番号 号 年 月 日 交付 公安委員会													
免許年月日	第一種免許	二・小・原	年 月 日	有 無											
		その他	年 月 日	免 許 の 種 類	大	普	大	自	小	原	けん引	大型二	普通二	大特二	けん引
	第二種免許		年 月 日												
所属地区交通安全協会		地区交通安全協会(会員番号 )													
運転経験年数		年 月													
常時運転する車両		登録番号													
優良運転者表彰の受賞歴		年 月 日 銅賞 年 月 日 銀賞 年 月 日 金賞 年 月 日 荣誉銀賞													
優良運転者講習の受講歴		年 月 日 警察署 年 月 日 警察署 年 月 日 警察署													
備考															
上記の者の優良運転者表彰を申請します。 表彰実施機関 殿 平成 年 月 日 ○○地区交通安全協会○○支部長 氏名 印															
推 薦 書 上記の者を優良運転者と認め推薦します。 表彰実施機関 殿 平成 年 月 日 ○○地区交通安全協会役職名 又は勤務先事業所名・管理者名 氏名 印															

様式の大きさは、B5判とする。

別記様式第2号(第6条関係)

安管運転者表彰申請書

(安管金・荣誉銀・荣誉金)

事業所	所在地 事業所名 (〒 ) 勤務年数 年														
被表彰者	本籍														
	住所														
被表彰者	職業 (自宅 〒 )														
	氏名 明治 年 月 日生(歳) 昭和														
運転免許	免許証番号 号 年 月 日 交付 公安委員会														
免許年月日	第一種	二・小・原	年 月 日	有 無											
	免許	その他	年 月 日	免許の	大	普	大	自	小	原	けん引	大型二	普通二	大特二	けん引
	第二種免許		年 月 日	種類	型	通	特	二	特	付					
所属地区交通安全協会	地区交通安全協会(会員番号 )														
運転業務の状況	<input type="checkbox"/> 専従・予備・その他運転 <input type="checkbox"/> 運転経験 年														
常時運転する車両	登録番号														
優良運転者表彰の受賞歴	年 月 日 銅賞 年 月 日 銀賞														
	年 月 日 金賞 年 月 日 荣誉銀賞														
優良運転者講習の受講歴	年 月 日 警察署														
	年 月 日 警察署														
備考															
<p>上記の者の優良運転者表彰を申請します。</p> <p>表彰実施機関 殿 平成 年 月 日</p> <p>〇〇地区安全運転管理者会 (職 名) 氏 名 印 (安全運転管理者)</p>															
<p>推 薦 書</p> <p>上記の者を優良運転者と認め推薦します。</p> <p>表彰実施機関 殿 平成 年 月 日</p> <p>事業所名 事業主氏名 印</p>															

様式の大きさは、B5判とする。

運送事業運転者表彰申請書

(運送事業金・荣誉銀・荣誉金)

事業所	所在地 事業所名 ( 住 ) 勤務年数 年														
被表彰者	本籍														
	住所 職業 (自宅 住 ) 氏名 明治 年 月 日生 ( 歳 ) 昭和														
運転免許	免許証番号 号 年 月 日 交付 公安委員会														
免許年月日	第一種	二・小・原	年 月 日	有 無											
	免許	その他	年 月 日	免 許	大	普	大	自	小	原	けん引	大型二	普通二	大特二	じん引
	第二種免許		年 月 日	種 類	型	通	特	二	特	付					
所属地区交通安全協会	地区交通安全協会(会員番号 )														
運転業務の状況	<input type="checkbox"/> 専従・予備・その他運転 <input type="checkbox"/> 運転経験 年														
常時運転する車両	登録番号														
優良運転者表彰の受賞歴	年 月 日 銅賞 年 月 日 銀賞														
	年 月 日 金賞 年 月 日 荣誉銀賞														
優良運転者講習の受講歴	年 月 日 自 警察署														
	年 月 日 警察署														
備考															
上記の者を優良運転者と認め表彰を申請します。															
平成 年 月 日															
表彰実施機関 殿															
運送事業所名 (職名) 氏名 (運送事業所の長) 印															

様式の大きさは、B5判とする。



別記様式第4号（第6条関係）

交通銀賞申請書

別添名簿のとおり、適格者と認めらるので無事故・無違反の証明書及び交通銅賞の写しを添付して申請します。

平成 年 月 日

表彰実施機関 殿

申請者（安協支部・安管事業所・運送事業所名）

氏名

印

（安協支部長・安全運転管理者・運送事業所の長）

様式の大きさは、B5判とする。



別記様式第5号 (第6条関係)

平成 年 月 日	
表彰実施機関 殿	
交通銅賞申請書	
別添のとおり、無事故・無違反の証明書を添付して申請します。	
申請者	住所 職業 ふりがな 氏名 明・大・昭 年 月 日生
運転 免許	免許証番号 第 号 年 月 日交付 公安委員会
所 属	安協支部 会員番号 事業所名

様式の大きさは、B5判とする。

別記様式第6号(第8条関係)

一般第	号
交通栄誉金賞	
殿	
あなたは運転者として常に安全運 転を励行し交通事故防止に尽力され ましたその功労はまことに顕著であ り他の模範と認められます	
ここに優良運転者章を贈り表彰し ます	
平成	年月日
〇〇	〇〇
〇〇	〇〇
〇〇	〇〇
印印	

備考 表彰状の大きさは、A3判とする。

別記様式第6号-2(第8条関係)

安管第	号
交通栄誉金賞	
殿	
あなたは安全運転管理者選任事業 所の運転者として常に安全運転を励 行し交通事故防止に尽力されました その功労はまことに顕著であり他の 模範と認められます	
ここに優良運転者章を贈り表彰し ます	
平成	年月日
〇〇	〇〇
〇〇	〇〇
〇〇	〇〇
印印	

備考 表彰状の大きさは、A3判とする。

別記様式第6号-3 (第8条関係)

		号	号
		交通荣誉金賞	
			殿
		あなたは自動車運送事業の運転者として常に安全運転を励行し交通事故防止に尽力されましたその功労はまことに顕著であり他の模範と認められます	
		ここに優良運転者章を贈り表彰します	
	平成	年	月
			日
〇〇〇			
〇〇〇			
〇〇〇			
〇〇〇			
印印印			

備考 表彰状の大きさは、A3判とする。

別記様式第7号（第8条関係）

一般第	号
交通栄誉銀賞	
殿	
あなたは運転者として常に安全運 転を励行し交通事故防止に尽力され ましたその功労はまことに顕著であ り他の模範と認められます ここに優良運転者章を贈り表彰し ます	
平成	年
〇〇	月
〇〇	日
〇〇	
〇〇	
印印	

備考 表彰状の大きさは、A3判とする。

別記様式第7号-2（第8条関係）

安管第	号
交通栄誉銀賞	
殿	
あなたは運転者として常に安全運 転を励行し交通事故防止に尽力され ましたその功労はまことに顕著であ り他の模範と認められます ここに優良運転者章を贈り表彰し ます	
平成	年
〇〇	月
〇〇	日
〇〇	
〇〇	
印印	

備考 表彰状の大きさは、A3判とする。

別記様式第7号-3 (第8条関係)

○○○	平成	年	月	日
○○○				
○○○				
○○○				
印印印				

あなたは自動車運送事業の運転者として常に安全運転を励行し交通事故防止に尽力されましたその功労はまことに顕著であり他の模範と認められます

ここに優良運転者章を贈り表彰します

交通栄誉銀賞

殿

運送事業第 号

備考 表彰状の大きさは、A3判とする。

別記様式第8号 (第8条関係)

一般第	号
交通金賞	
殿	
あなたは運転者として常に安全運 転を励行し交通事故防止に尽力され ましたその功労はまことに顕著であ り他の模範と認められます ここに優良運転者章を贈り表彰し ます	
平成	年月日
〇〇	〇〇
〇〇	〇〇
〇〇	〇〇
印印	

備考 表彰状の大きさは、A3判とする。

別記様式第8号-2 (第8条関係)

安管第	号
交通金賞	
殿	
あなたは安全運転管理者選任事業 所の運転者として常に安全運転を励 行し交通事故防止に尽力されました その功労はまことに顕著であり他の 模範と認められます ここに優良運転者章を贈り表彰し ます	
平成	年月日
〇〇	〇〇
〇〇	〇〇
〇〇	〇〇
印印	

備考 表彰状の大きさは、A3判とする。



別記様式第8号-3 (第8条関係)

		運送事業第	号
		交通金賞	
			殿
		あなたは自動車運送事業の運転者として常に安全運転を励行し交通事故防止に尽力されましたその功労はまことに顕著であり他の模範と認められます	
		ここに優良運転者章を贈り表彰します	
	平成	年	月
〇〇〇			日
〇〇〇			
〇〇〇			
〇〇〇			
印印印			

備考 表彰状の大きさは、A3判とする。

別記様式第9号（第8条関係）

一般第	号
交通銀賞	
殿	
あなたは運転者として常に安全運 転を励行し交通事故防止に尽力され ましたその功労はまことに顕著であ り他の模範と認められます ここに優良運転者章を贈り表彰し ます	
平成	年月日
〇〇	〇〇
〇〇	〇〇
〇〇	〇〇
〇〇	〇〇
印印	

備考 表彰状の大きさは、B4判とする。

別記様式第9号-2（第8条関係）

安管第	号
交通銀賞	
殿	
あなたは安全運転管理者選任事業 所の運転者として常に安全運転を励 行し交通事故防止に尽力されました その功労はまことに顕著であり他の 模範と認められます ここに優良運転者章を贈り表彰し ます	
平成	年月日
〇〇	〇〇
〇〇	〇〇
〇〇	〇〇
〇〇	〇〇
印印	

備考 表彰状の大きさは、B4判とする。

別記様式第9号-3 (第8条関係)

運輸事業第	号
交通銀賞	
殿	
あなたは自動車運送事業の運転者として常に安全運転を励行し交通事故防止に尽力されましたその功労はまことに顕著であり他の模範と認められます	
ここに優良運転者章を贈り表彰します	
平成	年月日
〇〇	〇〇
〇〇	〇〇
〇〇	〇〇
印印	

備考 表彰状の大きさは、B4判とする。

別記様式第10号 (第8条関係)  
(表 面)

第 号

交 通 銅 賞

殿

あなたは安全運転を励行し3年以上無事故・無違反に努めら他の模範と認められますので優良運転者章を贈りこれを賞します

平成 年 月 日

〇〇 警 察 署 長 印  
〇〇 地区交通安全協会 長 印

賞の大きさは、運転免許証と同一規格とする。

(交通銅賞裏面)

この度の受賞おめでとうございます。  
今後とも優良運転者として無事故・無違反に努められますとともに、他の運転者の模範として、なお一層安全運転に努めてください。

留 意 事 項

- 1 この賞は、上位の交通銀賞表彰を受けられるときに必要となりますし、再交付はいたしませんので、運転免許証等とともに携帯し、大切に保管してください。
- 2 上位の表彰を受けられるときは、現在受けている賞(証)の写し及び無事故・無違反の証明書(交通栄誉金賞は20年、交通栄誉銀賞は15年、交通金賞は10年、交通銀賞は6年)を添付し、優良運転者講習修了証及び安全協会の会員証を提示してください。なお、このほか上位の表彰には、東北及び全国段階の表彰があります。

別記様式第11号 (第8条関係)  
(表 面)

第 号	交通栄誉金賞之証	殿
あなたは安全運転を励行し20年以上無事故・無違反により交通栄誉金賞を受けた優良運転者であることを証します。		
平成	年	月 日
〇	〇	〇 〇 印
〇	〇	〇 〇 印

証の大きさは、運転免許証と同一規格とする。

別記様式第12号 (第8条関係)  
(表 面)

第 号	交通栄誉銀賞之証	殿
あなたは安全運転を励行し15年以上無事故・無違反により交通栄誉銀賞を受けた優良運転者であることを証します。		
平成	年	月 日
〇	〇	〇 〇 印
〇	〇	〇 〇 印

証の大きさは、運転免許証と同一規格とする。

別記様式第13号 (第8条関係)  
(表 面)

第 号	交通金賞之証	殿
あなたは安全運転を励行し10年以上無事故・無違反により交通金賞を受けた優良運転者であることを証します。		
平成	年	月 日
〇	〇	〇
〇	〇	〇
		印
		印

証の大きさは、運転免許証と同一規格とする。

別記様式第14号 (第8条関係)  
(表 面)

第 号	交通銀賞之証	殿
あなたは安全運転を励行し6年以上無事故・無違反により交通銀賞を受けた優良運転者であることを証します。		
平成	年	月 日
〇	〇	〇
〇	〇	〇
		印
		印

証の大きさは、運転免許証と同一規格とする。

(裏面)

この度の受賞おめでとうございませう。  
今後とも優良運転者として無事故・無違反に努められますとともに、他の運転者の模範として、なお一層安全運転に努めてください。

留意事項

- 1 この証は、上位の表彰を受けられるときに必要となりますし、再交付はいたしませんので運転免許証等とともに携帯し、大切に保管してください。
- 2 上位の表彰を受けられるときは、現在受けている証の写し及び無事故・無違反の証明書（交通栄誉金賞は20年、交通栄誉銀賞は15年、交通金賞は10年）を添付し、優良運転者講習修了証及び安全協会の会員証を提示してください。

別記様式第15号 (第8条関係)

○ 一般運転者表彰  
運送事業運転者表彰

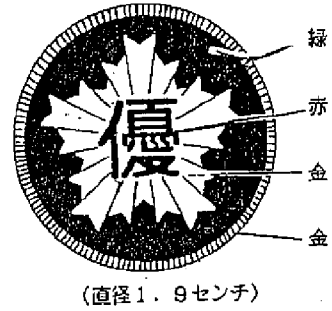
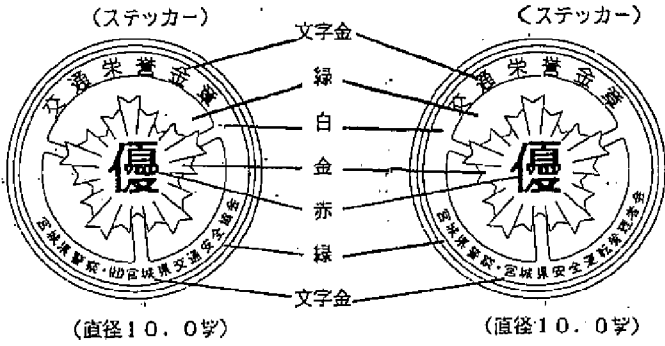
○ 安管運転者表彰

○ 共通記章  
(記章)

● 交通栄誉金賞

● 交通栄誉金賞

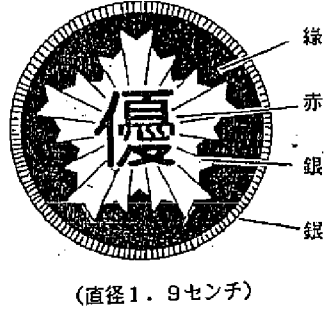
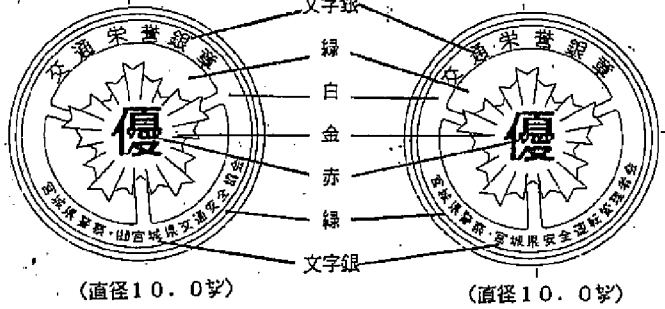
● 交通栄誉金賞  
(記章)



● 交通栄誉銀賞  
(ステッカー)

● 交通栄誉銀賞  
(ステッカー)

● 交通栄誉銀賞  
(記章)

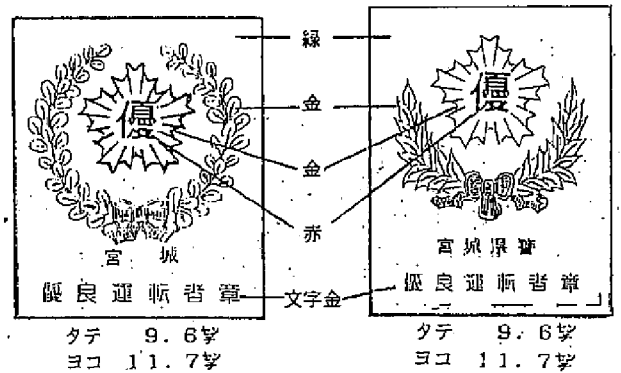
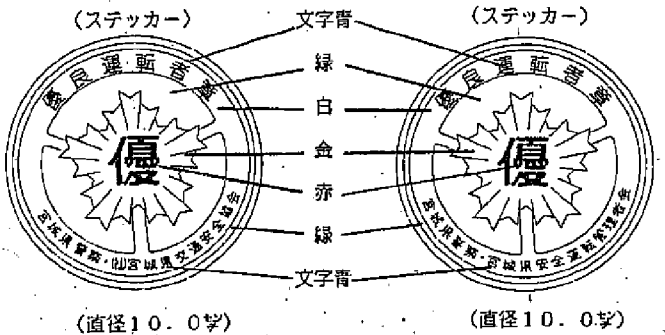


● 交通金賞

● 交通金賞

○ 一般運転者  
安管運転者

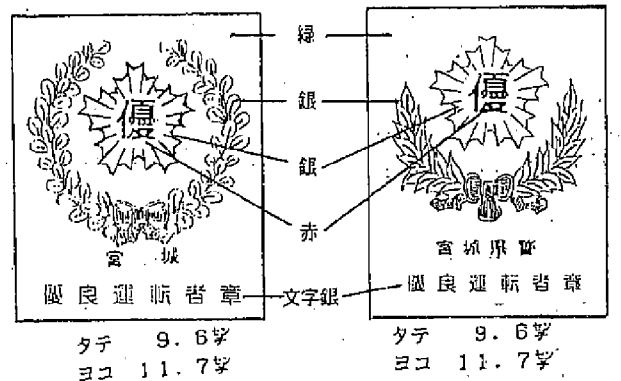
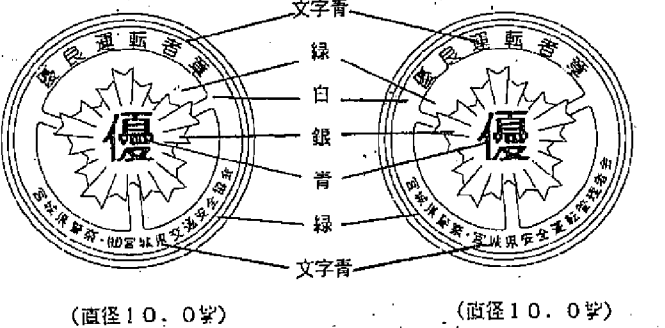
● 交通金賞  
(プレート)



● 交通銀賞  
(ステッカー)

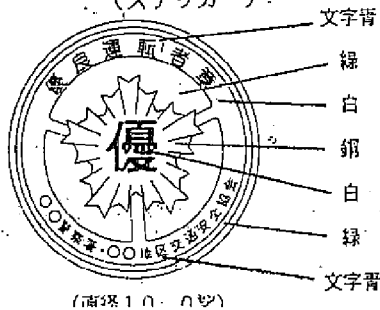
● 交通銀賞  
(ステッカー)

● 交通銀賞  
(プレート)



○ 共通運転者表彰

● 交通銅賞  
(ステッカー)





別記様式第16号（第10条関係）

平成 年 月 日

表彰実施機関 殿

申請者氏名 印

優良運転者証等再交付申請書

下記のとおり の再交付を受けたいので申請します。

申請者	住所 勤務先 職業 氏名 明・大 昭・平 年 月 日生
表彰種別	一般・安管・運送事業 賞
表彰状等の 交付年月日 種別号 番号	年 月 日交付 優良運転者証 優良運転者章 副賞（ ） 番号
再交付理由	



別記様式第18号 (第14条関係)

平成 年 月 日

宮城県警察本部長  
宮城県交通安全協会長 殿  
宮城県安全運転管理者会長

警 察 署 長  
地区交通安全協会長  
地区安全運転管理者会長

優良運転者表彰実施報告 ( 月分)

区分 \ 種別	交 通 銀 賞	交 通 銅 賞
地区交通安全協会	件	件
地区安全運転管理者会	件	